

令和7年度  
雇用対策協定に基づく事業計画

静岡県・静岡労働局

# 令和7年度 静岡県雇用対策協定に基づく事業計画

## 目次

第1	趣旨	1
第2	令和7年度の主な雇用施策	
1	産業人材の確保	
(1)	多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援	2
(2)	人手不足分野の人材確保・育成	3
(3)	女性の就業希望の実現	4
(4)	新規学卒者等の県内就職支援	5
(5)	就職氷河期世代を含む中高年層への支援	8
(6)	社会人のUIJターン就職の促進	9
(7)	障害のある人の活躍促進	10
(8)	高年齢者の活躍促進	12
(9)	外国人の活躍促進	13
2	産業人材の育成	
(1)	現場主義に徹した人材育成	15
(2)	技術・技能を尊重する社会の実現	16
(3)	ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発	17
3	就業環境の整備	
(1)	「働き方改革」の推進	19
(2)	女性活躍・男性の育児休業取得の促進等	21

平成 28 年 12 月 1 日に締結した静岡県雇用対策協定第 2 条に基づき、次のとおり令和 7 年度の事業計画を定める。

## 第 1 趣旨

静岡県と静岡労働局は、県内の産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備を推進するため、相互に連携して以下の施策に取り組む。

### 1 産業人材の確保

- (1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援
- (2) 人手不足分野の人材確保・育成
- (3) 女性の就業希望の実現
- (4) 新規学卒者等の県内就職支援
- (5) 就職氷河期世代を含む中高年層への支援
- (6) 社会人の U I J ターン就職の促進
- (7) 障害のある人の活躍促進
- (8) 高年齢者の活躍促進
- (9) 外国人の活躍促進

### 2 産業人材の育成

- (1) 現場主義に徹した人材育成
- (2) 技術・技能を尊重する社会の実現
- (3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

### 3 就業環境の整備

- (1) 「働き方改革」の推進
- (2) 女性活躍・男性の育児休業取得の促進等

## 第2 令和7年度の主な雇用施策

### 1 産業人材の確保

#### (1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援

- ・静岡県と静岡労働局との「一体的な実施」に関する協定に基づき、静岡県、静岡労働局をメンバーとする運営協議会を設置して、事業計画を策定し、事業目標を達成するよう、しずおかジョブステーション東部・西部において、一体的実施事業の実効性のある運営を行う。
- ・利用者である地域住民の利便性を向上させるため、しずおかジョブステーション東部及び西部においては一体的実施事業により、また、しずおかジョブステーション中部においてはハローワークと相互連携して、それぞれ地域の実情に応じたサービスをワンストップで提供する。

##### ア 静岡県が実施する業務

- 「しずおかジョブステーション」を県内3か所に設置し、学生、若者から中高年齢者まですべての世代の求職者に対し就職相談、セミナー等を実施する。
- 外国語通訳の配置による外国人求職者に対する就職支援を実施する。
- 遠隔地の求職者の利便性を高めるため、市町と連携して出張相談を実施する。

##### イ 静岡労働局が実施する業務

- 静岡県と連携した、求職者に対する職業相談・職業紹介を、対象となるハローワークで実施する。
- 求人情報・職業訓練情報の提供及び職業相談を実施する。
- 職業安定行政機関の行う各種支援についての周知、利用に関する相談を実施する。
- ハローワークの求人情報のオンライン提供を実施する。

#### 〈目標値〉

項目	東部	中部	西部
就職率	32%	—	34%
職業相談件数	1,800件	—	2,800件
就職件数	125件	—	200件
就労等相談件数	9,200件		
セミナー等参加者数	2,100人		
新規求職者のうち、自治体側から送り込まれた割合	39%以上	—	30%以上
新規求職者のうち、35～59歳の求職者数	32%以上	—	50%以上

## (2) 人手不足分野の人材確保・育成

- ・静岡県と静岡労働局は、「静岡県雇用・人材対策」に基づき、関係団体と連携して人手不足分野に関する情報提供や面接会等を実施するほか、職業訓練を実施する。

### ア 静岡県が実施する業務

- 「静岡県雇用・人材対策」を推進するため、「静岡県産業人材確保・育成対策県民会議」を中心に官民あげて産業人材の確保・育成に取り組む。
- 静岡県移住・就業支援金求人サイトの運営や、プロフェッショナル人材戦略拠点によるプロフェッショナル人材の中小企業等への就職促進などにより、人材確保を支援する。
- ハローワーク静岡、浜松、沼津の「人材確保対策コーナー」、県内 14 ハローワークと連携し、就職面接会の開催や職業相談等を行う。
- 高校生等の就職を促進するため、しずおかジョブステーションのカウンセラーが高等学校を訪問し、面接指導を行う際に業界の魅力について情報発信する。
- しずおかジョブステーション東部内の静岡県社会福祉人材センター東部支所において、福祉分野で働く人材を供給する。
- 工科短期大学校及び浜松技術専門校で行う若年者訓練の建築設備科や建築科、設備技術科、工科短期大学校沼津キャンパスで行う離転職者訓練の住宅メンテナンス科など建設分野における人材の育成を行う。
- 離転職者訓練において、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修、介護福祉士の養成など福祉分野における人材の育成を行う。
- 大型自動車の運転業務への就業を希望する求職者を対象として、大型自動車一種運転業務従事者育成コースの訓練を実施する。
- 人手不足の産業分野における働き方改革や潜在労働力の活用による人材育成と確保対策を行う。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- 静岡県・関係業界団体と連携して人材確保対策の推進を行う。
- 「静岡県産業人材確保・育成対策県民会議」に参画し、産業人材の確保・育成の取組に対し、連携・協力する。
- 「人材確保対策推進協議会」を開催し、関係機関のネットワークを構築し相互の施策についての理解促進や情報を共有する。
- ハローワーク静岡、浜松、沼津の「人材確保対策コーナー」及び県内 14 ハローワークにおいて、有資格者の掘り起しや介護・看護・保育・建設・警備・運輸等に関する求人情報、職業情報の提供及び就職面接会等の就職支援を行う。
- 移住・就業支援金やプロフェッショナル人材戦略拠点などの静岡県の各事業に対し、連携・協力する。
- 人材確保、定着等に課題を抱える事業主に対し、専門家による雇用管理改善を通じた支援を行う。
- 静岡県ナースセンターと協力して、看護分野を希望する求職者に就職支援を行う。
- 静岡県社会福祉人材センターと連携し、介護分野、保育分野の就職面接会の開催等を実施する。

目標値：人材不足分野(福祉、建設、運輸、警備)の就職件数 7,130 件以上

### (3) 女性の就業希望の実現

- ・ マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおいて、子育てをしながら早期の就職を希望している方に対して、ニーズや状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の就職相談を実施する。
- ・ 子育てする女性等が応募しやすい求人の確保を行う。
- ・ 地方自治体等の関係機関から、保育所や子育て支援サービス等に関する情報を収集し、相談窓口で保育関連情報を提供する。
- ・ 女性に対する就職相談や、就職活動に必要なノウハウを提供する各種セミナー等の実施及び情報提供を行う。

#### ア 静岡県が実施する業務

- 女性に対する就職相談を実施する。
- 出産、子育て、介護で離職中の県内在住者等にITスキルの習得を目指すオンライン講座を実施する。
- 長期の資格取得コースを除く離転職者訓練において、託児サービス付きのコースを設定する。

#### イ 静岡労働局が実施する業務

- 「マザーズハローワーク浜松」及び県内5か所のマザーズコーナー（ハローワーク静岡、沼津、三島、磐田、富士）において、職業相談・紹介を行うほか、保育サービス関連情報、職業訓練情報の提供等を実施する。特に、重点支援対象者に対しては、就職実現プランを策定し早期の就職を図る。
- 託児付き再就職支援セミナー運営事業においては、当該セミナーを通じて再就職に至った方の体験談等を情報提供する。
- しずおかジョブステーションと協力し、女性に対する職業相談を実施する。

目標値：マザーズハローワーク事業 重点支援対象者の就職率 96.9%以上

## (4) 新規学卒者等の県内就職支援

### ①新規学校卒業者等に対する県内企業への就職の促進

- ・静岡県と静岡労働局が共同で企業説明会、就職面接会等を開催するなど効果的なマッチング機会の提供を行うとともに、地元企業の魅力を発信するなど、新規学卒者等への就労支援を実施する。
- ・県内企業の人材確保を図るため、県外学生のU・Iターン就職と県内学生の県内就職を促進する。

#### ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションや静岡U・Iターン就職サポートセンターを中心に、個別の就職相談やセミナー等を実施する。
- 県内出身学生が多く進学している県外大学を中心に「就職支援協定」の締結を進め、本県出身学生の県内企業への就職を促進する。
- 就職支援協定を締結している大学等との連携を強化し、学内就職面接会等のイベント開催、保護者会・セミナー等の機会を活用した県内企業や地域の魅力発信を積極的に行い県内企業への就職を支援する。
- 「しずおか就職net」や「ふじのくにパスポート」を活用し、県内の企業情報や静岡県の魅力的な情報を継続的に発信する。
- 将来的に県内で活躍しようとする若者を増やすため、知事講話や職業体験等により県内の児童・生徒への働きかけを行う。
- 学生のインターンシップ参加を促進するため、マッチング会を開催する。
- 県内中小企業等のインターンシップ実施を促進するため、企業向けのインターンシップ導入相談窓口を設置する。
- 県内中小企業等の採用力強化のため、中小企業等と県・市町が連携した奨学金返還支援制度を実施する。

#### イ 静岡労働局が実施する業務

- 新卒応援ハローワーク等における支援の強化
  - (ア) 未就職卒業者には、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援を実施する。
  - (イ) 学校を離れた後も新卒応援ハローワーク等を利用しやすくするため、新卒応援ハローワーク等の支援メニューや、就職後も仕事の悩み等を相談できることを在学時から周知する。
  - (ウ) 就職後は、訪問、電話・メール等による定着支援（フォローアップ）等を実施する。
- 「ユースエール認定制度」の普及拡大・情報発信の強化
  - (ア) 人材確保に課題を抱える中小・中堅企業に対して、「ユースエール認定制度」を活用した情報発信力の強化を働きかけることにより、ユースエール認定企業の増加を図る。
  - (イ) ユースエール認定企業等と新卒者等を対象とした就職面接会の開催  
事業所PRシートの「若年雇用促進総合サイト」や就職面接会等での積極的な公開等により、ユースエール認定企業と新卒者等のマッチングを促進する。
- 「若年者地域連携事業」を活用した就職支援

- (ア) しずおかジョブステーション等と連携して、若年者の就職準備のためのセミナー等を実施する。
- (イ) 就職内定者に対するセミナーを学校や企業と連携して実施する。
- (ウ) 企業と連携し、新卒者の合同研修を実施し、職場定着を図る。
- (エ) 県内企業の魅力等を発信する企業ガイダンスを大学等と連携して開催し、県内就職の促進を図る。

○静岡新卒者等人材確保推進本部の開催

「静岡新卒者等人材確保推進本部」の場を活用し、静岡県、関係機関と連携し、効果的、効率的な就職支援を必要に応じ検討する。

目標値：大学等卒業予定者の就職内定率 97.2%以上

②フリーターの正社員就職の支援

- ・ 浜松わかものハローワークをはじめとするハローワークのわかもの支援窓口や、地域若者サポートステーション、しずおかジョブステーションにおいて、きめ細かな就職相談やセミナー等による若年者支援施策を実施する。
- ・ 各種助成金等の活用により正社員就職の支援を実施する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて、就職相談、セミナー等を実施する。特に、仕事に関する様々な問題を抱える方に対し、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。
- しずおかジョブステーション、ハローワーク、地域若者サポートステーション、職業訓練機関など求職者それぞれに適した支援機関が密接な連携を図り、早期に就職できるよう支援する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- わかものハローワークの利用促進
  - (ア) 浜松わかものハローワークにおいて、担当者制による一人ひとりのニーズに応じた支援の一層の充実を図る。
  - (イ) 就職支援ナビゲーターによるセミナー等の開催、職業相談・職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、就職後の電話・メール等による定着支援（フォローアップ）等を実施する。
- 若年者に対する各種助成金等の活用
  - トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金を活用した正規雇用化を促進する。
- 「地域若者サポートステーション事業」を活用した就職支援
  - 地域若者サポートステーションを活用して、若年無業者や高校中退者、利用者に対して、就職支援を実施する。（就職氷河期世代も含める）
- 「若年者地域連携事業」を活用した就職支援
  - (ア) しずおかジョブステーションと連携して、面接対策や応募書類作成セミナー等を実施する。
  - (イ) フリーターを対象に企業との交流会などを実施する。

目標値：フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率 50.8%以上

## (5) 就職氷河期世代を含む中高年層への支援

- ・静岡県と静岡労働局は、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代に対象を拡大し、安定就労の失言と活躍の場を広げるための支援に取り組む。

### ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて、就職サポーターによる就職氷河期世代を含む中高年層への個別相談を実施する。
- 個々のニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公共職業訓練の実施等によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- 地方自治体、経済団体、業界団体等を構成員とした協議会を設置し、就職氷河期世代を含む中高年世代への就労支援を行う。
- ハローワークの需給調整機能を活用し、求人者への働きかけにより限定求人・歓迎求人の開拓、確保を進め、求職者に対して情報提供を行う。
- ハローワーク静岡、浜松に「ミドルシニア専門窓口」(名称：ミドルチャレンジコーナー)を設置し、専門担当者のチーム制等による職業相談・紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を行う。
- 個々のニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公共職業訓練の実施等によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。
- 特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)、キャリアアップ助成金等の企業支援策周知に努め、その活用による就職氷河期世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。

## (6) 社会人のU I Jターン就職の促進

- ・若者から実務経験豊富なプロフェッショナル人材まで、幅広い年齢層の社会人を対象に、U I Jターン促進に取り組む。

### ア 静岡県が実施する業務

- 静岡U I ターン就職サポートセンターや静岡県移住相談センターを中心に、個別相談や県内企業の紹介、静岡県の魅力発信、移住・就職イベント等を行う。
- プロフェッショナル人材戦略拠点による県内企業の人材ニーズの掘り起こしと求人情報の民間人材事業者への取り繋ぎを行う。
- 本県中小企業における首都圏等の副業・兼業人材の採用をプロフェッショナル人材戦略拠点で支援するほか、多様な人材を県内に呼び込むため、働き方の見直しや自分に合った働き方を選択できる職場環境の整備などの取組を進める。
- 県内中小企業等の採用力強化のため、市町と連携した県内中小企業への採用活動支援を実施する。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- 県内就職の促進を図るため、魅力ある職場づくりを進める。
- 中途採用等支援助成金（U I Jターンコース）の活用を推進する。

目標値：静岡U I ターン就職サポートセンターを通して就職決定した社会人の数  
90人以上

## (7) 障害のある人の活躍促進

### ①地域の就労支援の更なる強化

- ・法定雇用率の段階的な引き上げや除外率引き下げのほか、特定短時間労働者の実雇用率の算定など改正された障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、企業に対する周知・啓発を行い、障害者の計画的な雇入れの促進を図る。
- ・障害者が働くことを通じて自立した生活を送ることができるよう、多様な障害特性に応じた就労支援を行うと共に、障害者委託訓練等を実施している静岡県と連携して、障害者の能力開発及び向上の促進を図る。

#### ア 静岡県が実施する業務

- 障害者活躍推進ガイドブック・事例集の配布、はじめて障害者雇用を行う企業向けのセミナーや障害者雇用に積極的な企業の取組を紹介するセミナー・見学会の開催により障害者雇用に関する企業の理解を促進する。
- 障害者活躍推進雇用サポーターを新たに配置し、障害者の雇用促進と職場での活躍・定着を見据えた職務選定、受入体制、マッチング支援等の支援を行う。
- 法定雇用率未達成企業等の、より丁寧な支援が必要な企業には、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県ジョブコーチ等と連携したチーム支援を行う。
- 精神障害のある人を雇用する企業の職場環境整備を支援する精神障害者職場環境アドバイザーを派遣する。
- ジョブコーチ派遣による職場定着支援を進める。
- 企業内ジョブコーチの育成研修を行う。
- 障害者働く幸せ創出センターにおける就労相談を実施する。
- 障害者雇用促進大会を開催し、雇用に関し優良な取組をしている事業所を表彰するなど、障害者雇用の機運を醸成する。

#### イ 静岡労働局が実施する業務

- 障害者法定雇用率未達成企業に対する指導を実施する。特に、雇入れ計画の作成命令が見込まれる企業や採用意欲がある雇用ゼロ企業等を重点指導対象として各所で選定し、計画的な個別指導を実施する。
- 各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、障害者向けの求人開拓を実施する。
- 企業と障害者のマッチングを図るため就職面接会、ミニ面接会の企画・運営を行う。
- 障害者雇用率達成指導と併せ就職面接会への参加勧奨を行う。
- 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催し、職場定着に課題のある精神障害者及び発達障害者の職場定着支援を行う。
- 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」を通じて、地域の障害者雇用の促進と雇用の安定を図るなど、誰もが活躍できる職場づくりを推進する。

目標値：障害者の就職件数 3,391 件以上

## ②障害者就業・生活支援センター等と連携した就職支援

- ・ハローワークが中心となり障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉施設、静岡県（サポーター・ジョブコーチ）など関係機関との「チームによる支援」を行うことにより企業の不安を解消するとともに、一人でも多くの就職促進を図る。

### ア 静岡県が実施する業務

- 障害者活躍推進雇用サポーター及びジョブコーチが、各地域の障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関と連携し、就労支援・生活支援を行う。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- ハローワークが中心となり障害者就業・生活支援センターや医療機関を含めた地域の関係機関や静岡県（各地域を担当するサポーター及びジョブコーチ）との連携による「チーム支援」の推進を図る。
- 障害の特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支援の活用を推進する。

## ③障害のある人の職業能力開発の支援

- ・求職障害者の増加や障害者の多様なニーズに対応した訓練が求められる中で、障害者の希望に応じた就職を実現するために、求職・求人ニーズを把握し、訓練を実施する。

### ア 静岡県が実施する業務

- あしたか職業訓練校、工科短期大学校及び浜松技術専門校で障害のある人の職業訓練を実施する。
- 企業や社会福祉法人等に委託して職業訓練を実施する。
- 企業で就労している障害のある人に対し、職場定着やスキルアップのための在職者訓練を行う。
- 障害者訓練はすべて企業実習付きとし、一般就労のみを目指す。
- 工科短期大学校、浜松技術専門校及びあしたか職業訓練校に精神保健福祉士等を配置し、学生等に対する相談を実施する。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- 障害者及び企業双方に対して、職業相談時や求人受理時に職業訓練施策について周知・広報を行う。
- 障害の態様やニーズに応じた職業訓練の受講促進と訓練修了生への就職支援を実施する。

## (8) 高年齢者の活躍促進

- ・豊かな経験や専門知識・資格等を活かして社会で活躍したいという高年齢者の再就職を支援するために、静岡県と静岡労働局が連携・協力する。
- ・高年齢者に対する多様な就業機会を提供しているシルバー人材センターの自立的・効果的な事業の推進が図られるよう連携する。

### ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて高齢者に対する就職相談を実施し、再就職支援や多様な社会参加情報の提供を行う。
- 就労意欲の高い高齢者の掘り起こしや企業へ的高齢者雇用に係る助言を行う「人生100年就労パートナー」を配置するほか、就職に向けた相談会等を実施し、高齢者の就業を支援する。
- シルバー人材センターへの支援により就業機会や生きがいの場を提供する。
- シルバー人材センターの健全な運営の支援を行う。また、企業に対しシルバー人材センターの人材派遣事業等の活用を提案する。
- 働く人が活躍できる多様で柔軟な働き方ができるよう、企業にアドバイザーを派遣し、職場環境の整備等を支援する。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- 高年齢者雇用状況等報告に基づき、65歳までの高年齢者雇用確保措置を講じていない未実施企業に対し、企業訪問等による的確な指導を実施する。
- 65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業確保（努力義務）について、周知・啓発を図り、高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者雇用の必要性や重要性等を広く周知し、地域全体で高年齢者雇用に関する機運の醸成を図る。
- 高年齢者に対する再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金を活用し、効果的に支援する。
- 「生涯現役支援窓口」設置のハローワークにおいて、高年齢者のうち特に65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な求職者に対しハローワーク内の事業担当責任者、就労・生活支援アドバイザー等が相互に連携したチームによる就労支援を実施する。
- 輕易な就業等を希望する高年齢者をシルバー人材センターに誘導する。

目標値：65歳以上の高年齢者就職件数 4,765件以上

令和7年度より「常用」※1から「一般」※2に変更。

(※1)【常用】雇用期間の定めのないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められている仕事をいう。

(※2)【一般】常用、臨時、季節を合わせたものをいう。

## (9) 外国人の活躍促進

- ・県内での就労を希望する留学生や定住外国人等の安定的な就職の促進を図るため関係機関と連携し、その有する能力を有効に発揮できるよう、個々の外国人の特性に応じた就労支援を実施する。
- ・外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理の確保を図るため、事業主の雇用管理の改善等の取組に対する支援等を実施する。

### ア 静岡県が実施する業務

- 技能実習生の技能習得を支援するため、日本語研修を実施する。
- 外国人労働者と地域の共生を支援するため、企業などが行っている先進取組事例を受入企業に提供する。
- 本県で就労する外国人材の活躍を官民一体となって支援するため、外国人支援機関との情報共有、連携を促進する。
- 工科短期大学校及び浜松技術専門校に定住外国人職業訓練コーディネーターを配置し、関係機関との調整や訓練生の不安・疑問等に対応する体制を整備する。
- 工科短期大学校及び浜松技術専門校で実施する求職者向け訓練に通訳を配置する。
- 関係団体と連携し、求職・求人ニーズに合った訓練コースの設定や、日本語能力に配慮した訓練内容など、訓練内容の充実を図り、習得しやすい訓練設定に取り組む。
- 高等学校等を卒業する定住外国人に、工科短期大学校、浜松技術専門校への入校を促進するなど、生涯にわたって安定した生活が送れるよう、技術・技能を身につけるための支援を行う。
- しずおかジョブステーションに、外国語通訳者を配置し、就職相談等に対応する。
- 経済団体と連携して、県内企業による海外の大学・大学院卒の高度人材の採用を支援する。
- 外国人県民の生活上の相談に多言語に対応する「静岡県多文化共生総合相談センター（かめりあ）」と連携し、労働関係の各種情報提供を行う。
- 県内企業向け相談窓口を設置し、企業からの外国人材受入に関する相談に対応する。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- ハローワークに外国人雇用管理アドバイザーを配置し、事業主からの外国人労働者の雇用管理に関する相談に対応する。
- ハローワーク窓口等において、外国語通訳の配置、13か国語の通訳が可能な多言語コンタクトセンターによる電話通訳及び多言語音声翻訳機を活用して多様化する言語ニーズに対応した外国人求職者の就職支援を実施し、マッチング機能の強化や関係機関との調整を行う。また、労働基準監督署等において、外国語通訳を配置して労働条件等の相談を行う。
- 日本語能力や日本の労働法令、雇用慣行に関する知識等の不足により安定就職が難しい定住外国人等について、外国人就労・定着支援研修の受講を勧めるとともに、修了者の能力等を考慮し、積極的に公共職業訓練等をあっせんする。
- 定住外国人等を対象とした職業訓練について、外国人求職者に対しハローワークによる積極的な情報提供及び確実な誘導を行う。

- 外国人労働者の適切な雇用管理と適正な労働条件を確保のため、外国人を雇用する事業主に対し、ハローワークにおける事業所指導、雇用管理状況の確認・改善のための助言・援助等を行うとともに、労働基準法等の違反が疑われる事業主に対しては、労働基準監督署において必要な監督指導を行う。
- 静岡新卒応援ハローワーク及び浜松新卒応援ハローワーク内の「留学生コーナー」において、留学生等の専攻科目を踏まえた職業相談・職業紹介を行う。また、外国人雇用管理アドバイザーを配置し、留学生等からの在留資格に関する相談や企業からの留学生等の受入れに関する相談に積極的に対応する。  
その他、留学生を受け入れている学校と連携し、出張相談、職業意識啓発ガイダンス等を実施する。

## 2 産業人材の育成

### (1) 現場主義に徹した人材育成

- ・児童や生徒が職場見学やインターンシップ等により、実際に企業等から学ぶ機会をつくる。
- ・常に現場のニーズを把握し、職業訓練に企業実習を組み込むなど、現場に即した人材育成を行う。

#### ア 静岡県が実施する業務

- 「WAZAチャレンジ教室」、「デジチャレンジ教室」及び「技能マイスター出前講座」により、優れた技能者からの指導を受けながら実際に「ものづくり」に触れる機会を作り、ものづくりの楽しさや喜びを伝える。
- 児童が県内企業へ訪問し、学校とは異なる実際の職場環境の中で職業を体験する「職業体験講座」により、職業観を育み、働くことの魅力や楽しさを伝える。
- 工科短期大学校及び浜松技術専門校の学生等が、企業の現場で実際に機械・機器に触れ、自身の技術・技能を活かすイメージが持てるようにインターンシップへの参加を促す。
- 信用金庫と連携し、個々の企業ニーズに合ったオーダーメイド型在職者訓練を実施する。また、企業現場の設備・講師を活用した最先端の訓練に取り組む。
- 産業用ロボットやIOT等をテーマにした在職者訓練を実施し、企業の生産性向上を支援するとともに、急速に進む社会経済状況の変化の中、デジタル化等の技術革新に対応できる人材の育成を支援する。
- 転職する方が新しい職場において活躍できるよう企業実習を組み合わせた職業訓練を行う。

#### イ 静岡労働局が実施する業務

- 効果的な訓練コースの設定に資するため、ハローワークで把握した求人者及び求職者の人材ニーズ、訓練ニーズを、静岡県に情報提供する。
- 学生、生徒等に対する就職に向けた動機づけ及び職業意識形成の醸成を目的にハローワークの職員が中学校、高等学校に出向き説明を行うことにより意識啓発を図る。
- 学生、生徒等に対する労働関係法令に関する基礎知識の付与を目的に労働局幹部、労働基準監督署及びハローワークにより、地域の雇用環境・就職に向けての心構え等と合わせ、労働関係法令の基礎的な知識の付与について積極的な対応を行う。
- 社会に出る前の在学中の早い段階から、自己の適性と職業について考え、職業観・勤労観を醸成することや正しい職業理解の促進が必要となることから、ハローワークが学校と連携して行う実際の職場で就労を体験するインターンシップを広く普及させる。

## (2) 技術・技能を尊重する社会の実現

- ・技能の重要性や必要性を県民に理解してもらい技能を尊重する気運の醸成を図る。
- ・子どもが「ものづくり」に触れる機会を作り、「ものづくり」の楽しさや技能の大切さを伝える。
- ・技能競技大会への出場を通じて、技能向上を図るとともに、広く技能のすばらしさをPRし、技能士の社会的評価を向上させる。

### ア 静岡県が実施する業務

- 小、中学生を対象とした、一つのものを作り上げる体験を通じて、ものづくりへの興味を高める「WAZAチャレンジ教室」や「デジチャレンジ教室」、また、技能マイスターがものづくりの魅力や職業観を伝える「技能マイスター出前講座」を実施し、学齢期から技能への関心を高める機会を提供する。
- 技能五輪全国大会や技能グランプリで上位入賞が果たせるよう、指導者派遣費用等の訓練経費を助成する。
- 若年技能者に対し、「技能検定」の手数料減免制度を周知して受検を勧奨するとともに、技能競技大会への参加を促し、企業内の後継者育成や技能の継承を促進する。
- 技能尊重気運を高め、技能者の地位の向上を図るため、優れた技能を有し他の技能者の模範となる者を「静岡県優秀技能功労者」として表彰する。
- 国による「卓越した技能者（現代の名工）」表彰の受賞者など極めて優れた技能を有し、後進の指導・育成に尽力している現役の技能者を「静岡県技能マイスター」として認定し、匠の技を広く発信する。

### イ 静岡労働局が実施する業務

- 一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度により、働く人の主体的な能力開発の取組を支援する。  
また、専門実践教育訓練での教育訓練給付制度により、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援する。
- 雇用している労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対する助成を行う。
- 各種技能競技大会の周知・広報を行う。

### (3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

- ・就職、新人、中堅などを経て定年、その後と生涯を通じて学ぶ機会を提供する。
- ・再チャレンジするための職業能力の開発の機会を提供する。
- ・在職者の生産性向上、ものづくり技能と専門的知識を合わせ持った人材の育成及び成長産業分野を中心に、ICTの進展や企業の海外展開への対応等、時代の要請に応える施策を展開する。

#### ア 静岡県が実施する業務

- 工科短期大学校において、グローバル化や科学技術の進展による大きな変化に対応できる人材育成に向けた教育、職業訓練を実施する。
- 在職中の技術者を対象に、企業と連携した最先端の訓練を実施するとともに、急速に進むデジタル化等の技術革新に対応できる人材の育成のため、3次元設計、IoT活用技術等の訓練を実施する。
- 求職・求人ニーズに応じて、離職者を対象とした訓練を実施するとともに、訓練修了者の就職状況等の成果をハローワークに提供する。
- ハローワークと連携し、非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期高度人材育成コースを実施する。
- 県と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部が連携して指導員のレベルアップのための研修会等を実施する。
- 長期の資格取得コースを除く職業訓練で託児サービス付きのコースを設定することにより、子育て中の求職者の就業を支援する。

#### イ 静岡労働局が実施する業務

- 地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設置を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う「静岡県地域職業能力開発促進協議会」において、静岡県内の公的職業訓練の総合的な「地域職業訓練実施計画」を策定する。
- ハローワークにおいて、適職への就職を実現するためには求職者の職業能力や資格が不足しているものと判断された場合、職業能力の開発・向上を図り、就職可能性を高める観点から、適切な職業訓練の受講あっせんを行う。
- ハローワークは、職業訓練受講者に対して職業訓練で習得した職業能力レベルに応じた的確なマッチングを行い、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
- 「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードについて、関係機関との連携のもと、より一層の活用促進を図る。

目標値：県が行う離転職者訓練の訓練修了3か月後の就職率 静岡県 80%以上

### 3 就業環境の整備

#### (1) 「働き方改革」の推進

- ・平成30年6月に「働き方改革関連法」が成立し、平成31年4月より順次施行されており、法の円滑な施行に向けて周知広報を行うとともに、中小企業等への支援を行う。
- ・地域ぐるみで働き方改革を推進するため設置している、「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使協議会」において、若者や非正規雇用労働者を含めた労働環境や処遇の改善等に向けた機運の醸成を図る。
- ・企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むように働きかける。
- ・働き方・休み方の見直しに向けた周知広報等を関係機関と連携して進める。
- ・テレワークや副業・兼業、短時間正社員制度などの多様で柔軟な働き方の導入を支援する。
- ・県内の経済動向及び地域の実情などを踏まえて改正される静岡県最低賃金について周知を行う。

#### ア 静岡県が実施する業務

- 経営者や人事担当者を対象としたダイバーシティ経営に関するセミナー等を開催し、誰もが働きやすい職場づくりに向けた意識改革を促す。
- ダイバーシティ経営を実践し、成果につなげている中小企業の表彰を行う。
- ダイバーシティ経営の導入を推進するため、多様な働き方の導入、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定、外国人雇用等を支援するアドバイザーを中小企業に派遣する。
- テレワークの導入や「えるぼし」・「くるみん」認定の取得、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定を働きかけるため、県内企業への巡回訪問支援を実施する。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定等の取得を促進するため、認定取得のメリットや既認定企業の取組等を紹介する広報動画を作成するとともに、認定取得に関する企業の困りごとを解決するための伴走支援を行う。
- ホームページでの取組紹介等により好事例の普及を図り、他の企業の取組意欲を喚起する。
- 労働法セミナーを開催し、労働関係法令に関する正しい知識の普及と法令遵守意識の醸成を図る。
- 静岡県最低賃金の周知等のため、県広報誌、ホームページに改正最低賃金額の周知啓発記事の掲載を行う。また、県民生活センターや県の出先機関施設等におけるポスターの掲示、リーフレットの配架を行う。

#### イ 静岡労働局が実施する業務

- 働き方改革の実行に向けて、平成30年度より設置している「静岡働き方改革推進支援センター」を通じて、働き方改革関連法へ対応する企業への支援等として、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援する。

- 労働基準法等の改正の周知を行うとともに年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い企業を中心に「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発や、働き方の見直しに伴って必要となる人事・労務管理に関する具体的な助言・提案等を行うため、企業に対し専門家（働き方・休み方改善コンサルタント）の派遣を行う。
- 静岡県最低賃金の周知等のため、県及び関連する団体に対し、ポスターの掲出、リーフレット配布依頼及び広報誌、ホームページへの掲載依頼など、効果的な周知を行う。また、最低賃金の履行確保を重点とした監督指導を行い、法令順守の徹底を図る。
- 企業の賃金引き上げ機運の醸成を図る。

## (2) 女性活躍・男性の育児休業取得の促進等

- ・女性がその能力を十分に発揮し、男女が共に仕事と育児・介護の両立ができる環境を整備する。

### ア 静岡県が実施する業務

- 企業にアドバイザーを派遣し、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等を支援する。
- 女性役職者育成セミナーを開催し、女性の意欲・能力向上と経営者の意識改革を図り、ポジティブ・アクションの取組を促進する。
- 経営者や人事担当者を対象としたダイバーシティ経営セミナー等を開催し、多様な人材の活躍の重要性に関する意識改革を進める。
- テレワークの導入や「えるぼし」・「くるみん」認定の取得、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進に向けた県内企業への巡回訪問支援を実施する。(再掲)
- ホームページを活用し、多様な働き方の導入や女性活躍等に取り組む企業を紹介することで好事例の普及を図り、他の企業の取組意欲を喚起する。
- 労働法セミナーを開催し、労働関係法令に関する正しい知識の普及と法令遵守意識の醸成を図る。(再掲)

### イ 静岡労働局が実施する業務

- ①女性活躍促進法及び男女雇用機会均等法の履行確保
  - 男女の均等取扱いを確保し、女性の活躍推進の取組を促進するため、法の履行確保を図る。
  - 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定制度を周知し、認定取得を促進する。
- ②育児・介護休業法の周知及び法の履行確保
  - 育児・介護休業法の周知を図り、男女とも仕事と育児等を両立できるよう法の履行確保を図る。
  - 企業における両立支援制度等の取組が確実に進むよう助成金の活用促進等を図る。
- ③次世代育成支援対策の推進
  - 次世代行動計画の策定・届出、公表及び労働者への周知がなされるよう法の履行確保を図る。
  - 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」「くるみんプラス」の認定基準を周知し、認定取得を促進する。
- ④職場におけるハラスメント対策の推進
  - パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置義務について周知するとともに、法の履行確保を図る。